

## 環境保全係から

### カラスの繁殖期です

カラスは4月から7月にかけて繁殖期となり、この時期に巣に近づくと、卵やヒナを守るために威嚇やまれに攻撃をすることがありますので近づいたり、巣を見つめる等の行為は避けましょう。

■巣が作られるのを防ぐには  
カラスは枝や葉が生い茂った、周囲から見えにくい木の上に巣を作ることが多いため、庭木の手入れ（剪定など）を行うことで、カラスが巣を作る可能性を減らすことができます。

また、カラスはえさが手に入りやすい場所に巣を作ることも多いため、生ごみを出す時はふた付き容器で出したり、防鳥ネットでごみ袋を覆うなどの工夫をしましょう。

■カラスの巣撤去について  
カラスに威嚇をされると「襲われた」と感じる人が多

いようですが、いきなり人を襲うことはありません。

カラスも法律で保護された野生動物ですので、許可なく殺傷・駆除はできません。

しかし、付近住民への威嚇が激しく、人に危害を与える場合に限り、対応します。次の連絡先までお問い合わせください。なお、巣がある場所の管理者が不明な場合は環境保全係までご連絡ください。

■巣がある場所と連絡先

● 街路樹(市道)ー土木課維持係

● 公園ー都市建設課公園管理係

● 電柱などー北海道電力(株)

● 民有地(個人)ー環境生活

課環境保全係

● 学校ー教育委員会学務課

庶務係



合併処理浄化槽の設置に対して補助金が受けられます

合併処理浄化槽は、し尿処理だけに対応している単独処理浄化槽の機能に加え、台所お風呂、洗濯等の生活排水全てを浄化することができます。トイレを水洗化して快適な生活

が送れるとともに、きれいな水を流して川や海の汚染を少なくすることができ、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合には補助の対象となりますので、合併処理浄化槽の設置に協力をお願いします。

公共下水道処理計画区域外にお住まいの方(上渚滑全域、渚滑、元紋別、新生の一部、小向、沼の上他)

補助内容  
①合併処理浄化槽設置費用(浄化槽埋没に伴う工事費用)を5人槽は84万5千円、7人槽は98万5千円を限度額として補助します。

②①以外の排水設備工事(既存の汲み取り式トイレを水洗式にするための改造工事費用)は、無利子貸付制度を利用できます。(限度額60万円)

③②の排水設備工事は、①とは別に低所得者補助を実施しています。(低所得世帯のみ、更に世帯員が全員65歳以上であれば上乘せ補助となります)

今年から既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合は単独処理浄化槽の撤去費用(限度額9万円)も補助の対象となります。

同時受付をしていますので、申込み及び補助制度や貸付制度についての詳細はお問い合わせください。

環境生活課環境保全係

☎内線210番



## 出前市長室開放

市の将来像やまちづくり、夢を語りませんか。

出前市長室開放参加グループを募集します。対象は2〜5名程度の小グループ一組です。日時や場所は協議の上決定します。

企画調整課公聴広報係

☎内線218・443番



## 生活環境影響調査書縦覧

西紋別地区環境衛生施設組合が建設を計画している広域ごみ処理施設に係る生活環境影響調査書について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「西紋別地区環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例」に基づき次のとおり縦覧を行います。

縦覧を希望される方は、印鑑を持参のうえお越しく下さい。

対象施設 焼却施設(破碎選別施設を含む)・最終処分場  
縦覧期間 5月6日(木)〜6月4日(金)

(ただし、時間は9時〜17時とし、土曜日、日曜日、国民の祝日は除きます)

縦覧場所 西紋別地区環境衛生施設組合ごみ処理施設整備推進室(市役所環境生活課内)

西紋別地区環境衛生施設組合ごみ処理施設整備推進室

☎内線292番

### 入山の際は「注意を」

長い冬が終わり、陽光が日に日に増し、皆さんも山菜採りなど、山に行く機会が多くなっていると思います。しかし、山には様々な危険があることを十分に理解し、山に入るときは、次の点に注意してください。

- ・ 家族など、知り合いに行き先と帰宅時間を知らせしましょう
- ・ 単独での入山は避けてください
- ・ 目立つ色の服装で山に入りましょう
- ・ 携帯食、非常食、熊よけのための鈴やラジオなどを携帯しましょう
- ・ 熊の足跡やふんを見つけたときは、すぐに引き返しましょう

山の中での火の取り扱いには十分に注意しましょう

☎内線255番



### 地域支援事業の紹介

#### 介護用品給付事業

在宅で介護している家族に対し、経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的に、介護に必要な用品を購入できる介護用品購入券を交付します。

**対象** 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4又は5と判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族

**給付額** 月額6千300円の介護用品購入券

介護用品券で購入できる品目  
紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品  
☎社会福祉課高齢者福祉係

☎内線273番



# みんなの防災

Vol.27

### 気象警報が変わります

☎0152(43)4349番  
☎0152(43)4349番

気象庁では、平成22年5月27日(予定)から、警戒の必要な地域をよりわかりやすくするため、気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。

ただし、テレビやラジオなどで大雨や洪水などの警報が放送される場合は、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でわかりやすく伝えるため、これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒が必要な災害を、「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」のようにと併せてお知らせします。



## 赤十字活動資金にご協力ください!

日本赤十字社は、人道博愛の精神から、世界各地での救援活動はもとより国内での災害救助、医療活動、社会福祉事業等の活動を展開しています。

このような赤十字の活動は、皆さまからご協力いただいている資金援助(社費)により支えられています。

毎年社費を納入いただく社員には、個人・法人を問わずどなたでも加入でき、年間500円以上の赤十字活動への社費をお願ひしています。

日本赤十字社紋別市地区では、5月の赤十字運動にあわせて各町内会のご協力により

募金活動を行っています。皆さまの温かいご理解とご協力を、よろしくお願ひします。

また、法人や各団体の記念事業の一環として、個人の記念日などに際して赤十字活動資金へのご寄附をお考えいただけます。ようお願ひします。

※赤十字救急法等講習については、救急法救急員、雪上安全法救助員等の資格を取得して3年間の有効期間が経過した場合は、資格を継続するためには、養成講習の全過程を再受講する必要がありますが、平成



19年4月以降に資格を取得された方は、資格継続研修(4時間)を受講(講習のみ)していただくことにより、資格を3年間継続することができるようになりました。

各種講習会日程等については、決まり次第広報もんべつ等でお知らせします。

☎内線223番  
日本赤十字社北海道支部ホームページ  
<http://www.hokkaido.jrc.or.jp/>